備　考

1　この報告書は、法第38条の２第４項の報告書について使用すること。

2　この報告書の記載の要領は、次による。

⑴　「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

⑵　「特定暗号資産の名称」の欄には、ＢＴＣ、ＥＴＨ、ＸＲＰのように記載すること。

⑶　「年始数量」の欄には、その年の１月１日において対象者（第18条の17第３項第１号に規定する対象者をいう。以下この表において同じ。）のために管理をしている特定暗号資産（法第38条の２第１項に規定する特定暗号資産をいう。以下この表において同じ。）の総数量を記載すること。

⑷　「年中購入数量」の欄には、その年において対象者が取得（第18条の17第３項第３号ハに規定する取得をいう。以下この表において同じ。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑸　「年中購入金額」の欄には、その年において対象者が取得をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。

⑹　「年中売却数量」の欄には、その年において対象者が譲渡（法第38条の２第１項に規定する譲渡をいう。以下この表において同じ。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑺　「年中売却金額」の欄には、その年において対象者が譲渡をした特定暗号資産の対価の額の合計額を記載すること。

⑻　「移入数量」の欄には、その年において受入れ（対象者が行つた取得によるものを除く。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑼　「移出数量」の欄には、その年において移転（対象者が行つた譲渡によるものを除く。）をした特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑽　「年末数量」の欄には、その年の12月31日において対象者のために管理をしている特定暗号資産の総数量を記載すること。

⑾　「支払手数料」の欄には、その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての取得又は譲渡に係る手数料その他当該取得又は譲渡のために要した費用の額の合計額を記載すること。

⑿　⑵から⑾までの欄には、特定暗号資産の種類別に記載すること。

⒀　納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

⒁　対象者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

3　合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

別表第六㈠の表中「、同法第41条の３の２第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等」を削り、同表の備考２中「又は法第41条の３の２第３項各号に規定する増改築等住宅借入金等」を削り、「法第41条第１項に」を「同項に」に、「同条第10項」を「同条第６項」に改め、「若しくは法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等（以下この表において「住宅の増改築等」という。）」及び「若しくは当該住宅の増改築等」を削り、同表の備考３⑵中「又は第18条の23の２の２第11項第３号」を削り、「第18条の21第８項第１号ロに」を「同号ロに」に改め、「及び第18条の23の２の２第11項第３号に規定する当初の増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」を削り、同表の備考４中「又は第41条の３の２第３項各号」及び「（当該住宅借入金等が同項第４号に掲げる借入金である場合にあつては「（摘要）」欄に「死亡時一括償還」と記載すること。）」を削り、同表の備考５中「又は法第41条の３の２第３項第２号若しくは第３号に掲げる債務に係る債権者（施行令第26条の４第12項第１号に掲げる借入金に係る債権者を含む。）」を削り、「若しくは同条第10項」を「又は同条第６項」に改め、「又は住宅の増改築等に要した費用の額」を削る。

別表第六㈡の表の備考２⑶中「同条第10項」を「同条第６項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改める。

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に、「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十二項」に、「第十八条の十五の三第二十六項」を「第十八条の十五の三第二十一項」に改める。

第四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「令和九年一月一日」を「令和十二年一月一日」に改める。

附則第四条第四項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第三十項」を「第二十八項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「第二十九項第六号」を「第六項第六号」に、「同条第三十二項」を「同条第三十項」に改める。

第五条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第三十七条の四の四第一項の改正規定中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までの改正規定（同令第三十七条の四の七第二項に係る部分に限る。）中「と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」」を削る。